

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本文化藝術財団（以下「この法人」という。）の定款第13条（評議員の報酬等）及び第26条（役員の報酬）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、報酬と明確に区別され、職務の遂行に伴い発生する交通費をいう。

(費用)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり、交通費として費用の支払いをする。

(常勤役員に対する報酬)

第4条 常勤役員とは、1週間に3日以上勤務する役員をいう。

- 2 常勤理事に対する報酬は、1名につき月額¥300,000円を超えないものとし、評議員会の決議を経て定めるものとする。
- 3 常勤の監事は無報酬とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、毎月一定の定まった日に、月額として支給するものとする。
なお常勤役員に対する交通費の支払いは、報酬の支給日と同じ日とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は公益財団法人への移行の登記の日から実施する。